

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者	紹介議員氏名	付託 委員会名	議決結果
27年第24号	27.12.1	<p>固定資産税の負担軽減に関する請願</p> <p>【請願事項】 固定資産税の負担軽減のため、評価額を適正な判定とすること。</p> <p>【請願理由】 今後さらに進む人口減少、少子高齢化により「消滅可能性都市896」といった衝撃的な言葉が、データをもとに解説されている中であって、現実にも、行政事務の効率化・スリム化をはじめとした行政改革と同時に財政改革にも取り組み、地域の活性化を図ることが必要である。</p> <p>地域の活性化には、国民が積極的に消費行動をとるような施策が必要であり、消費増税を控えた中であって、国民は、税の負担が過重であると感じる状況に置かれている。</p> <p>そのような状況を打開する対応策としては、固定資産税の負担軽減は有効な施策である。</p> <p>国民は、一定の資産を保有することを望んでいる。資産の保有は、気持ちを豊かにし、生活にゆとりを持って過ごすことにもつながると言える。</p> <p>しかし、昨今の状況は、景気低迷による家計の所得減少により、資産を保有しているために、日常生活にも大きな影響を及ぼすほど固定資産税の負担は過大なものになっていると言わざるを得ない。</p> <p>固定資産税は、市町村税の税収の構成において4割以上を占める、自治体の運営上、大変貴重で安定的な財源として位置づけされている。</p> <p>ところが、国民の気持ちを豊かにさせるはずの資産の保有が、固定資産税の負担が過大であるために、国民はその対応</p>	茨城県不動産政治連盟 会長 橋詰 芳明	西 條 昌 良 田 山 東 湖 藤 島 正 孝 常 井 洋 治 横 山 忠 市 田 口 伸 一	総務企画	採択

		<p>に大変苦慮していることから、現行の固定資産税の課税のあり方を見直す必要がある。</p> <p>固定資産税は、地方税法により総務大臣が固定資産評価基準を定め、市町村長がこれに基づき査定をし、課税標準額を決定することになっている。</p> <p>土地（宅地）の固定資産評価額は、平成元年12月成立の土地基本法第16条を踏まえ、平成6年度の評価替えより、評価額を地価公示価格の7割を目途とすることとなった。</p> <p>しかし、現在の地価公示価格が示す標準地の判定額は、標準地の近傍類地における実勢の取引価格を上回る評価が多く見受けられ、地価公示価格法で定める「正常な価格」（自由な取引が行われるとした場合におけるその取引において通常成立すると認められる価格）とは言い難い状況にあるため、固定資産税評価額が高い状況になっているのである。</p> <p>よって、固定資産評価額の基礎となる地価公示価格が適正な時価といえる価額となるよう、地価公示価格の判定額の大幅な見直しを要望する。</p> <p>また、建物の固定資産税評価は「再建築価格」という理論上の建築価格が評価に採用されている。</p> <p>本来、建物は減価償却、経年劣化によりその資産価値は確実に減少するものであるはずだが、この「再建築価格」による査定では、評価時（3年毎）において、再度その場所に同一のものを新築するとした場合に必要とされる建築費により定められているため、建物評価額が、実勢取引における査定額と多大な乖離を生じさせている。</p> <p>よって、建物の評価については、現行の「再建築価格」による評価の方法を根本的に見直すことを要望する。</p> <p>茨城県不動産政治連盟としては、固定資産税をはじめとした資産課税等の課税制度全体について抜本的な見直しが必要であると考えます。</p> <p>以上の事項を請願するので、採択されるようお願いする。</p>				
--	--	--	--	--	--	--